

目白大学・目白大学短期大学部における研究不正に係る 調査等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、目白大学・目白大学短期大学部における研究費の運営・管理及び研究不正防止に関する規則第12条の規定に基づき、目白大学及び目白大学短期大学部（以下、合わせて「本学」という。）において、研究不正の防止及び研究不正に係る調査等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、「配分機関等」とは、研究費を配分する国、その他公共機関、企業及び財団等のことをいう。

(研究不正の内容)

第3条 本規程で対象とする研究不正とは、本条第2項及び第3項に定める行為をいう。

2 研究費の不正使用 故意又は重大な過失による次の各号に掲げる行為及びそれらの行為に助力すること。

- (1) 目白大学・目白大学短期大学部における研究費の取扱いに関する規程第4条第1項に規定される関連規則等に違反して研究費を使用すること。
- (2) 前項の関連規則等で定められた目的以外の用途に研究費を使用すること。
- (3) 架空の取引により研究費を使用し、業者等に預け金として管理させること。
- (4) 虚偽の申請に基づき研究費を使用すること。

3 研究活動上の不正行為 故意又は研究者等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に掲げる行為及びそれらの行為に助力すること。

- (1) 捏造 研究者等が調査や実験等を行わなかった、又は調査や実験を行ったがデータを取得できなかったにもかかわらず、研究のための資料、情報及び生データ（以下「研究データ等」という。）を作成すること。
- (2) 改竄 研究者等が行った調査や実験などを通じて得た研究データ等を、根拠なく修正若しくは削除すること。又は、計測・実験機材の恣意的な操作や調査方法の恣意的な決定などにより、正当な作業では得られない都合の良い研究データ等を取得すること。
- (3) 盗用 出典を明示又は明確にしないで、他人の作成したデータ、文書、アイディア及び方法等を引用、又は要約を作成する等の著作権の侵害をおこなうこと。若しくは、

不正な手段によって外部に持ち出された研究データ等を取得又は利用すること。

(4) 二重投稿 同一内容とみなされる研究論文等を複数作成して異なる雑誌等に発表すること。

(5) 不適切なオーサiership 研究論文等の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げる事、又は著者としての資格を有する者を除外すること。

(6) その他の不正行為 前各号に掲げるもののほか、不正に研究データ等を取得、公表、若しくは伝達すること。又は、日本学術会議制定の「科学者の行動規範」及び社会通念に照らして逸脱の程度が甚だしい研究活動上の不適切な行為。

(研究データ等の保存・開示)

第4条 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究データ等を一定期間保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(秘密保護義務)

第5条 本規程に定める事項に携わるすべての者は、業務上知ることのできた秘密を関係者以外に漏らしてはならない。また、本学の教職員でなくなった後も、同様とする。

第2章 告発の受付

(告発の受付窓口)

第6条 研究不正(疑いを含む。以下、本規程において同じ。)に関する告発及び告発の意思を明示しない相談を受け付けるための窓口(以下「告発窓口」という。)を設置する。

2 告発窓口は、大学事務局教務部研究支援課とし、名称、場所、連絡先及び次条に規定する受付の方法等を公開する。

3 告発の受付から調査に至るまでの責任者は最高管理責任者とし、本学における研究不正への対応等に関して必要な組織及び体制を構築し、それらを整備及び運営する。

4 統括管理責任者は、告発の受付及び調査にあたり、最高管理責任者を補佐する。

5 告発の受付や調査・事実確認を行う者は、自己と利害関係を持つ研究不正事案(以下「事案」という。)に関与できない。

(告発の取扱い)

第7条 研究不正があると思料する者は、書面、電話、ファクシミリ、電子メール又は面談により、告発窓口に対して告発を行う。

2 告発は、原則として顕名により、研究不正を行ったとする研究者等(研究グループを含む。以下、本規程において同じ。)の氏名及び研究不正の態様等、事案の内容が明示され、

かつ、研究不正とする科学的な合理的理由が示されていないなければならない。

- 3 前項の規定に係わらず、匿名による告発があった場合は、告発の内容に応じ、顕名の告発に準じてこれを受け付けることができる。
- 4 告発窓口は、告発及び相談を受け付けたときは速やかに、統括管理責任者を通じ、最高管理責任者に報告する。
- 5 告発窓口が受け付けたか否かを告発者（相談者を含み、匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下、本規程において同じ。）が知り得ない方法（書面での告発等）による告発がなされた場合は、告発者に、本学が告発を受け付けたことを通知する。
- 6 報道や会計検査院等の外部機関により研究不正の疑いが指摘された場合（研究不正を行ったとする研究者等の氏名及び研究不正の態様等、事案の内容が明示され、かつ、研究不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）、本学に告発があった場合に準じて取り扱うことができる。
- 7 告発の意思を明示しない相談があったとき、最高管理責任者がその内容を確認して相当の理由があると認めたときには、相談者に対して告発の意思の有無を確認する。なお、告発の意思表示がなされない場合であっても、最高管理責任者の判断で当該事案の調査を開始することができる。
- 8 研究不正が行われようとしている若しくは研究不正を求められているという告発又は相談については、その内容を最高管理責任者及び統括管理責任者が確認・精査し、相当の理由があると認めた場合、被告発者に対して警告を行う。

（告発者・被告発者の保護）

- 第8条 告発窓口は、告発又は相談を受け付ける場合、面談は個室で実施する又は、電話や電子メールを告発窓口以外の者が見聞できないような措置を講ずる等、告発内容や告発者の秘密を守るため、適切な方法で実施しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、告発窓口で受け付けた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密保持を徹底しなければならない。
 - 3 当該事案が漏洩した場合、最高管理責任者は告発者及び被告発者の了解を得て、調査中であっても、告発者又は被告発者の保護のため、当該事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
 - 4 本学に所属するすべての者は、次条に規定する悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に告発者に対して不利益な措置等を行ってはならない。
 - 5 本学に所属するすべての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもつ

て、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止することや、被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第9条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関又は組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

第3章 研究不正の調査

(予備調査の決定)

第10条 本規程第7条に基づく告発があった場合又は最高管理責任者がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合、最高管理責任者が指名する教職員が速やかに予備調査を行う。

(予備調査の実施)

第11条 予備調査の内容は、以下の各号とする。

- (1) 告発された研究不正が行われた可能性。
 - (2) 告発の際に示された科学的理由の論理性。
 - (3) 告発内容の合理性。
 - (4) 本調査における調査可能性。
 - (5) その他必要と認められる事項。
- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発について予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究不正として調査すべきものか否か判断する。
- 3 予備調査を行う際、予備調査の関係者に対し、関係する研究データ等の提出を求め、ヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査を行った者は、予備調査の結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

(本調査の決定等)

第12条 最高管理責任者は予備調査の結果について報告を受けた後、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。

- 2 最高管理責任者は、告発の受付（外部からの指摘を含む。）から30日以内に本調査を行うか否かを決定しなければならない。また、当該事案に係わる配分機関等及び理事長へ本調査の要否を報告しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したとき、告発者及び被告発者に対して次

条に規定する研究不正調査委員会の委員の氏名及び所属とともに、本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

- 4 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したとき、告発内容に係る配分機関等に本調査の決定、調査方針、調査対象及び方法等について報告し、協議しなければならない。また、文部科学省及びその他関係省庁等に、本調査を行う旨を報告しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定したとき、その理由を付して告発者に通知する。この場合、予備調査に係わる資料を保存し、告発者、当該事案に係わる配分機関等、文部科学省及びその他関係省庁等の求めがあった場合に開示しなければならない。

(研究不正調査委員会の設置)

- 第13条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したとき、研究不正の調査等に対処するため、研究不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。
- 2 調査委員会は、次の委員をもって構成される。ただし、すべての委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 最高管理責任者が指名する本学の教職員 若干名
 - (3) 理事長が指名する法人本部に所属する役職員 若干名
 - (4) 最高管理責任者が指名する本学に所属しない法律若しくは会計の専門家又は学術研究倫理に関する知識を有する専門家（以下「外部委員」という。） 若干名
 - 3 調査委員会の委員の過半数は、外部委員で構成されなければならない。
 - 4 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

(調査委員会委員に関する異議申立)

- 第14条 本規程第12条第3項により、本調査を行う旨の通知を受けた告発者及び被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 2 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

- 第15条 調査委員会は、本調査を行うことが決定した日から起算して30日以内に本調査を開始し、以下の各号に規定する内容について調査しなければならない。
- (1) 研究不正の有無。
 - (2) 研究不正と認定された場合はその内容。
 - (3) 研究不正に関与した者とその関与の度合。

- (4) 研究不正と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割。
 - (5) 研究費の不正使用の相当額。
 - (6) その他必要な事項。
- 2 本調査は、当該事案に係る研究活動に関する論文及び研究データ等の精査、関係者のヒアリング及び再実験の要請等により行われる。この際、被告発者の弁明の聴取が行われなければならない。
 - 3 研究不正が行われた可能性を調査するため、調査委員会が再実験等により再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者が再実験等を申し出て、調査委員会がその必要性を認める場合は、再実験等に要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し、合理的に必要と判断される範囲内においてこれを行う。その際、調査委員会の指導及び監督の下に行わなければならない。
 - 4 告発者、被告発者及びその他関係者は、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

（本調査の対象）

第16条 本調査の対象は、当該事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究活動を含めることができる。

（証拠の保全）

- 第17条 調査委員会は、当該事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとる。なお、調査委員会は、保全措置を行うことを被告発者に通知し、措置に影響しない範囲であれば、被告発者の研究活動を制限しない。
- 2 当該事案に係る研究活動が本学以外の研究機関で行われていた場合、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、最高管理責任者が当該研究機関に依頼することができる。
 - 3 本学以外の研究機関から研究不正の証拠となる資料及びその他関係書類の保全を要請された場合、最高管理責任者はその事情に応じてこれに応じなければならない。
 - 4 前3項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

（本調査の中間報告等）

- 第18条 調査委員会は、調査の過程であっても、研究費の不正使用の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、調査過程ではあるが研究費の不正使用を確認し、認定したことを、当該事案に係わる配分機関等、文部科学省及びその他関係省庁等（以下、合わせて「関係機関等」という。）に報告する。
- 2 最高管理責任者は、配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、進捗状況報告

及び中間報告を提出する。また、正当な事由を除き、当該事案の資料提出・閲覧・現地調査に応じるものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第19条 調査委員会は、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮しなければならない。

(研究不正疑惑への説明責任)

第20条 調査委員会の本調査において、被告発者が当該事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、論理的かつ実証的な根拠を示して説明しなければならない。

(研究不正の認定)

第21条 調査委員会は、前条に規定する被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言及び被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断し、本調査開始から150日以内に、本規程第15条第1項第1号から第6号に規定する事項について認定を行う。

- 2 調査委員会は、被告発者の自認を唯一の証拠として、研究不正を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、研究不正であるとの疑いを覆すことができないときは、研究不正と認定することができる。また、保存義務期間の範囲に属する研究データ等が不足していることにより、被告発者が研究不正であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。
- 4 調査委員会は、研究不正が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて、告発が本規程第9条に規定する悪意に基づく告発であると判断したときは、併せて、その旨の認定を行う。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、本条第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(調査結果の通知及び報告)

第22条 最高管理責任者は、調査結果（認定を含む。以下、本規程において同じ。）を速やかに告発者、被告発者（被告発者以外で研究不正研究不正に関与したと認定された者も含む。以下、本規程において同じ）に通知する。被告発者が本学以外の機関に所属してい

る場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 最高管理責任者は、告発の受付から210日以内に関係機関等及び理事長に以下の各号を含む調査結果報告書を作成し、提出する。
 - (1) 調査の経緯及び概要。
 - (2) 調査体制、調査内容（機関、対象、方法、調査委員会の構成）。
 - (3) 調査結果（認定した不正行為の種類、不正行為に係わる研究者等の氏名及び所属、研究不正が行われた研究費及び研究課題、研究不正の具体的内容を含む。）。
 - (4) これまで行った措置の内容。
 - (5) 研究不正に関与した者が関わる他の研究費における管理・監査体制の状況。
 - (6) 研究不正発生要因と再発防止計画。
- 3 告発の受付から210日以内に調査が完了しない場合、調査委員会は中間報告を最高管理責任者に行った後、最高管理責任者は、中間報告を関係機関等に報告する。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合で、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知することとする。

（調査結果に関する不服申立て）

- 第23条 研究不正と認定された被告発者は、前条第1項の通知を受けた日から起算して14日以内に、最高管理責任者に対して書面により不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。
 - 3 研究不正があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会は、不服申立ての趣旨及び理由等を審議し、再調査を行うか否かを速やかに決定する。
 - 4 調査委員会が再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、最高管理責任者は以後の不服申立てを受け付けないことができる。
 - 5 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、被告発者に対し、その決定を通知するものとする。
 - 6 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知する。告発者から不服申立てがあったときは告発者が所属する機関及び被告発者に対して通知するものとする。また、不服申し立てがあったこと、不服申し立ての却下又は再調査開始の決定について、関係機関等に通知する。
 - 7 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で

悪意に基づく告発と認定された者を含む。)は、その認定について、本条第1項を準用し、不服申立てをすることができる。この不服申立てが成された場合、調査委員会は再調査を直ちに決定しなければならない。

- 8 最高管理責任者は、前項に規定する悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。また、関係機関等に報告する。

(再調査)

第24条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合、調査委員会は、直ちに再調査を開始する。

- 2 最高管理責任者は、再調査にあたり、新たに専門性を要する判断が必要となる場合、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 前項に定める新たな調査委員は、本規程第13条第2項から第3項までに準じて指名する。
- 4 調査委員会は、被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足るものと思料する資料を提出させる等、再調査に協力することを求めるものとする。
- 5 前項に定める被告発者からの協力が得られない場合、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、被告発者に対し、その決定を通知するものとする。
- 6 調査委員会は、再調査を開始した日から起算して50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。
- 7 最高管理責任者は、再調査の結果を被告発者、被告発者の所属機関にも通知する。また、関係機関等に報告する。
- 8 本規程第21条第4項に規定する悪意に基づく告発と認定されたことに関する不服申立てについては、調査委員会は30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、最高管理責任者は、関係機関等に報告する。

(調査結果の公表)

第25条 最高管理責任者は、研究不正が行われたとの認定がなされた場合、速やかに、本学の公式ウェブサイトに掲載する等の方法で調査結果を公表する。

- 2 研究不正が行われなかったとの認定がなされた場合、原則として、調査結果を公表しない。ただし、当該事案が本学外に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤

りがあった場合は、調査結果を公表する。

- 3 悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表する。
- 4 公表における内容は、本規程第22条第2項に規定する調査結果報告書の内容に準ずる。ただし、合理的な理由がある場合は、研究不正に関与した者の氏名・所属などを非公開とすることができる。

(本調査中における一時的措置)

第26条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、必要に応じて、被告発者に対して告発された研究費の使用停止等を命じる。

- 2 最高管理責任者は、配分機関等から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じる。

第4章 研究不正に対する措置

(被告発者に対する措置)

第27条 最高管理責任者は、研究不正に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対し、研究不正と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

- 2 最高管理責任者は、被認定者に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずる。

(一時的措置の解除等)

第28条 最高管理責任者は、研究不正が行われなかったものと認定された場合、本規程第26条第1項に規定する一時的措置を解除する。また、本規程第17条に規定する証拠の保全措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 最高管理責任者は、研究不正を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じることとする。

(処分)

第29条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究不正が行われたものと認定された場合、学校法人目白学園就業規則及び学校法人目白学園教職員懲戒処分手続き規則に基づき、被認定者に対する処分を検討する必要があることを理事長に報告する。

- 2 最高管理責任者は、告発が悪意に基づくものと認定された告発者に対する処分を検討する必要があることを理事長に報告する。

- 3 最高管理責任者は、本条前2項の報告の後、処分が課されたときは、関係機関等に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第30条 本調査の結果、研究不正が行われたものと認定された場合、最高管理責任者は、速やかに是正措置、再発防止措置及びその他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとる。

- 2 最高管理責任者は、是正措置等の内容を関係機関等に対して報告する。

(学生の研究不正への対応)

第31条 最高管理責任者は、本学の学生が本規程第3条第3項に該当する研究活動に係る不正行為（研究費の不正使用の恐れがない場合に限る。）を行ったと思料する事実があった場合、本規程を適用せず、目白大学学則、目白大学大学院学則又は目白大学短期大学部学則（以下、合わせて「学則」という。）及び目白大学・目白大学短期大学部学生懲戒規程に基づき調査を行うことができる。

- 2 本規程第29条に係わらず、最高管理責任者は、本学の学生が研究不正を行ったと認定された場合、学則及び目白大学・目白大学短期大学部学生懲戒規程に基づき適切な処分を行う。

(庶務)

第32条 本規程に関する事務は、大学事務局教務部研究支援課が行う。

(規則の改廃)

第33条 本規程の改廃は、学長の裁定による

附 則

- 1 本規程は、2022年4月1日から施行する。
- 2 本規程の施行に伴い、従前の「目白大学・目白大学短期大学部における研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用の防止等に関する規程」は廃止する。